

川崎市公共下水道の管渠施設における自費工事取扱い要綱

(趣旨)

第1条 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第16条の規定により申請者の費用負担とする管渠施設工事（以下「自費工事」という。）における取扱いについては別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (2) 管渠施設 管渠、マンホール、取付管及び雨水接続ますをいう。
- (3) 管渠 暗渠及び開渠をいう。
- (4) 取付管 接続ますと管渠（取付管を除く。）及びマンホールを接続する施設をいう。
- (5) 雨水接続ます 雨水取付管を維持管理するためのますをいう。
- (6) 建築行為 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。
- (7) 宅地造成 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号に規定する宅地造成をいう。

(自費工事の適用)

第3条 公共下水道の管渠施設に係わる工事は、原則として川崎市が施工するが、次の各号に掲げるものは自費工事とする。

- (1) 面積が500平方メートル以上の事業区域において行われる建築行為

(自己の居住の用に供する住宅は除く。)に必要な管渠施設及び不要な管渠施設

- (2) 建築行為を伴わない宅地造成に必要な管渠施設及び不要な管渠施設
- (3) 原則として、一宅地2箇所目からの取付管及び雨水接続ます
- (4) 協定、協議などによりあらかじめ定めているもの
- (5) 建設工事現場、モデルハウス等に設置される、工事用、仮設トイレ等の排水に必要な取付管及び雨水接続ますの設置及び撤去
- (6) 建築確認又は道路位置指定の申請がなされていない管渠施設の設置
- (7) その他上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が特に認めたもの

(工事完成後の取扱い)

第4条 前条で設置した公共下水道の管渠施設は、前条第5号に定めるものを除き工事完成後、管理者に無償譲渡すること。なお、前条第5号について、設置から撤去するまでの管理は申請者の責務とする。

(公共下水道の管渠施設の設置及び構造の技術上の基準)

第5条 公共下水道の管渠施設の設置及び構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 公共下水道の管渠施設の設置は、原則として本市下水道計画との整合を図ること。
- (2) 公共下水道の管渠施設の設計、構造及び断面決定等の技術上の基準は、本市の下水道に係る基準に適合すること。

(事務手続き)

第6条 この要綱に基づく事務手続きについては、下水道事務所及び下水道管理事務所において処理する。

(その他必要事項)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。